

寒川町議会会議規則新旧対照表

現行	改正案
<p>～略～ <u>(加える)</u></p>	<p>～略～ <u>(採決システムによる表決)</u> <u>第75条の2 前条の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めるときは、採決システム(議員の議席ごとに設置された機器を操作することにより表決をとることができる装置をいう。以下同じ。)により表決をとることができる。</u> <u>2 議長は、採決システムにより表決をとろうとするときは、問題を可とする者に採決システムの賛成ボタンを、問題を否とする者に採決システムの反対ボタンをそれぞれ押させ、採決システムへの登録(以下「登録」という。)をさせるものとする。</u> <u>3 議長は、登録をさせるために必要な時間が経過したと認めるときは、登録もれの有無を確かめ、登録の終了を宣告する。</u> <u>4 前項の規定による終了の宣告がなされた場合において、登録をしていないときは、採決システムの反対ボタンを押ししたもののみならず。</u> <u>5 議長は、第3項の規定による終了の宣告をしたときは、直ちに可否の結果を宣告する。</u></p>
<p>～略～ (簡易表決) 第80条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員5人以上から異議があるときは、議長は起立_____の方法で表決をとらなければならない。 ～略～</p>	<p>～略～ (簡易表決) 第80条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員5人以上から異議があるときは、議長は起立<u>又は採決システム</u>の方法で表決をとらなければならない。 ～略～ <u>附 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u></p>